

生物多様性企業活動ガイドライン（仮称） 名称について

1 生物多様性企業活動ガイドライン（仮称）の背景について

○民間参画決議（COP8 Decision VIII/17）

- ・ COP8 で民間参画決議（Private-sector engagement）が採択された。その決議では、民間部門（Private-sector）の自主的な約束・参加（commitments）を高める必要が強調され（emphasizing）、保全の実施におけるビジネス（business）と産業界（industry）の参画の促進に留意する（noting）とされている。

○第3次生物多様性国家戦略

- ・ 第3次生物多様性国家戦略では、今後5年間程度の間重点的に取り組むべき施策の大きな方向性を示した基本戦略を4つ掲げている。「生物多様性を社会に浸透させる」は、そのうちの1番目。
- ・ その概要は、生物多様性の保全の重要性が子どもたちの世代も含めて広く一般的な認識となるよう、取組を推進するとともに、教育・学習・体験の推進やライフスタイルの転換の提案を通じて、生物多様性を社会に浸透させていくというもの。
- ・ この基本戦略の中で、生物多様性の保全は国が国家戦略を策定することだけで実現されるわけではないとの認識のもと、生物多様性地域戦略のための指針を示すこととともに、企業や生活協同組合連合会の取組を例に出しながら、企業による生物多様性に関する活動への参画を促すため、生物多様性企業活動ガイドラインの作成をすすめることとされている。
- ・ 生物多様性条約の2006年の第8回締約国会議（COP8）において民間参画に関する決議が採択されるなど、国際的にも多様な主体の参画への関心は高まっており、企業の社会的責任（CSR）の一環として企業などが独自の生物多様性の保全を模索する動きも広がりつつあるという認識が示されている。
- ・ 第3次生物多様性国家戦略における生物多様性企業活動ガイドラインの記述
例えば、生物多様性の保全に配慮した原材料の確保や商品の調達・製造・販売、保有している土地や工場・事業場の敷地での生物多様性の保全、投資や融資を通じた生物多様性の保全への配慮、生物多様性の保全に関する情報開示、社会貢献活動のあり方など企業が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針となる生物多様性企業活動ガイドラインなどを関係者の幅広い参画を得て策定するとともに、先進的な取組事例などの紹介を行います

2 名称について

- ・下記の名称及び副題のリストは検討会において議論をする上でのたたき台として作成したものです。
- ・名称と副題の組み合わせは固定したものではなく、組み替えることが可能な場合もあります。

- 生物多様性企業活動ガイドライン
～民間事業者が自主的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むために～ ※
- 生物多様性企業活動ガイドライン
～事業者がリードする、生物多様性を保全し持続可能に利用する社会の構築に向けて～
- 生物多様性を育む事業活動ガイドライン
～民間事業者が自主的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むために～ ※
- 生物多様性を育む事業者のためのガイドライン
～生物多様性の保全と持続可能な利用への自主的な民間参画を促すために～
- 生物多様性民間事業者ガイドライン
～事業者が自主的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むために～ ※
- 事業者による生物多様性保全と持続可能な利用のためのガイドライン
～自主的な民間参画をうながすために～
- 民間参画ガイドライン
～事業者が自主的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むために～ ※

(注) ※印がついている副題は同じ副題です。

なお、表紙には、名称及び副題とともに生物多様性に関するロゴとコミュニケーションワードを載せる予定。

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

(参考) 生物多様性基本法 (抜粋)

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則 (以下「基本原則」という。) にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

(国民及び民間の団体の責務)

第七条 国民は、基本原則にのっとり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

2 国民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努めるものとする。